

常総市防災基本条例の一部改正の概要等について

1 避難行動要支援者名簿と個別避難計画についての市の状況

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他必要な措置を実施するための基礎とする名簿である避難行動要支援者名簿の作成が市町村の義務とされました。

また、令和元年台風第 19 号等の近年の災害においても、多くの高齢者や障害者等の方々が被害に遭われている状況を踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別避難計画の作成が有効とされたことから、令和 3 年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。

避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の警察や消防、自主防災組織などの避難支援等関係者に対する情報提供については、発災時には本人や支援者の同意なく提供できますが、平常時は条例に特別の定めがある場合を除き、本人や支援者の同意がなければ提供できないこととされています。

市では、平常時の情報共有により、発災時の円滑かつ迅速な避難支援体制を構築するため、避難行動要支援者名簿に掲載された方や個別避難計画を作成した方などに対し、平常時からの情報提供に関する同意をいただくよう、取り組んでおりますが、同意の取得がなかなか進んでいない現状にあります。

2 条例改正の概要

避難行動要支援者本人や支援者から情報提供に同意しない旨の申し出がない限り、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報を提供できるよう定めるものです。

3 情報提供の拒否について

避難行動要支援者又は支援者が情報提供に同意しない旨を申し出た場合には、平常時からの外部提供はできないものとします。

また、避難行動要支援者名簿に掲載された方や個別避難計画を作成した方などに対し、条例改正の趣旨や情報提供に同意しない旨の申し出の方法などが明確になるよう、周知を図るものとします。

4 施行期日

令和 5 年 10 月 1 日から施行するものとします。